

意見書案提出書

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額
調整措置の廃止を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により
別紙のとおり提出します。

平成28年6月29日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 佐藤 忠久 様

理 由

全ての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるま
での間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険
の国庫負担減額調整措置を廃止するよう、関係行政庁に要望する必
要がある。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額
調整措置の廃止を求める意見書

少子化対策として子育て世代の負担軽減を図り、子どもの疾病の早期診断、治療を目的に、秋田県、そして県内25市町村は、全国に先駆けて医療費助成を行ってきた。秋田県は今年度より医療費助成の対象を中学3年生にまで拡大するとしているほか、高校生まで助成を拡大する市町村も生まれている。そして現在では、全国すべての都道府県が地方単独の医療費助成を実施するまでになっている。

一方、国はこのような地方自治体の現物給付方式の医療費助成の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額措置を講じている。秋田県では、県と市町村で総額約1億4千万円もの減額となっている。

今、国は少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしている。しかし、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策に逆行するものである。

全国一少子高齢化が進む秋田県では、地域が継続できるかどうか危ぶまれる重大な岐路に立たされている。こうした危機的な状況を打破するためにも、若い世代が安心して結婚、子育てできる環境整備が不可欠であり、子育てに係る負担を軽減するなど少子化対策を抜本的に強化する必要がある。

国においては、全ての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

横手市議会議長 佐藤 忠久

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様